

各 都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

### ガソリン缶詰の取扱い等に関する指導について

危険物の安全管理に係る指導については、日頃からご努力願っており感謝申し上げます。さて、兵庫県豊岡市にある24時間営業のコンビニエンスストアにおいて、ガソリン缶詰（ガソリン1リットル入りの缶詰）が、別紙のとおり、店内に食料品や一般雑貨等と同じように陳列され、一般の顧客に販売されています。

店主によれば、ガソリン缶詰が都道府県等に震災時等の備蓄用燃料として納入されていることを知り、当該地域は最も近い24時間営業の営業用給油取扱所まで約40分もかかる地域であることから、夜間における自動車等の燃料切れ対策としての需要が見込めるのではないかと考え、本年3月から販売しているとのことです。

ガソリン缶詰の容器は、消防法令に定める運搬基準等に適合しており、当該コンビニエンスストアにおけるガソリンの貯蔵量についても地元消防本部の指導等により、火災予防条例等に違反するものではありません。

しかし、取扱いを誤れば火災を発生させる危険性を有しているガソリン缶詰が、コンビニエンスストアにおいて、食料品等と同様の認識で購入される可能性があり、また、興味本位に購入し、不適切な取扱いによる火災等の事故の発生も危惧されます。

さらに、今後、当該地域以外においても、ガソリン缶詰が販売されることも予想されます。

このようなことから、下記事項に留意し、当該物品に係る火災等の事故防止が図られますよう、貴管内消防機関等にも連絡し、必要に応じ適切にご指導頂きますようお願いいたします。

なお、コンビニエンスストア等において、ガソリン缶詰が販売されているとの情報を得た場合、消防庁危険物規制課まで連絡下さい。

### 記

コンビニエンスストア等において、ガソリン缶詰を販売しようとする者及び販売している者に対し、次の事項の指導を行うこと。

- 1 ガソリン缶詰の貯蔵は、消防法令及び火災予防条例に違反しないよう適正な管理を行うこと。
- 2 ガソリン缶詰を販売する際は、購入者に対し、使用目的を確認するとともに、ガソリン缶詰の取扱い時の注意喚起を必ず行うこと。

連絡先	消防庁危険物規制課 化学火災係 山本、森（幸） TEL;03-5574-0124 FAX;03-5574-0134
-----	---